

平成 21 年度第 2 回富山県環境審議会 大気騒音振動専門部会議事録の概要

1. 日 時 平成 21 年 11 月 5 日（木） 午後 1 時 30 分～ 4 時
2. 場 所 富山県民会館 6 1 3 号室
3. 出席者 委 員：長谷川部会長、岡村特別委員、丁子専門員、原専門員
事務局：堀生活環境文化部次長、浦田環境保全課長ほか

4. 議 事

富山県大気環境計画（ブルースカイ計画）の改定概要と施策体系について

事務局が改定の概要と施策体系について説明し、質疑が行われた。

今後、委員からの提言等を踏まえ、報告書案を作成し、第 3 回専門部会で説明することとなった。

【質疑応答】

資料 1 「 計画の基本的な考え方」及び

資料 2 「 大気汚染の現況および将来予測」について

（委員）

大気環境を取り巻く状況の変化として、PM2.5 の環境基準設定 “ など ” となっているが、他には具体的にどのようなものがあるのか。

（事務局）

地球温暖化対策としてのエコドライブの推進、アスベストに関する新しい測定法の検討などが挙げられる。

（委員）

「快適な大気環境の創造」の目標案として県民の満足度が挙げられているが、その数値目標として、例えば全国的な基準値があったとして、それを上回ることはどうか。

（委員）

快適な大気環境の尺度は人により異なるので、どのように基準値を設けるか。既存の基準値でふさわしいものはあるのか。

（事務局）

既存の基準値でふさわしいものはないため、県内の状況などを踏まえながら独自に設定していく必要があると考えている。

例えば、大気環境に関する県民の満足度を目標とする場合は、県政モニターアンケートなどを活用して把握することになる。現状では晴れた日の空が「さわやか」、「きれい」と回答した人が 7 ～ 8 割あり、ここからどれだけ引き上げていくのかを検討していく必要があると考えている。

地域ぐるみの大気環境保全活動の件数を目標とする場合は、毎年関係課に照会し、調査することになるが、現状では大気環境に着目して実施されている活動は少ないので、どのような活動を対象にするのかを含めて現状を把握し、今後数年間でどの程度伸ばしていくかという観点で検討していく必要がある。

大気環境保全活動の参加人数を目標とする場合は、活動の範囲などを決めて今後どれだけ参加人数を伸ばしていくのかを決めていく必要がある。現在把握している数値としては「スターウォッチング」と呼んでいる星空観察活動への参加人数などがある。

(委員)

県政モニターアンケート結果で「自動車排出ガス対策が必要」と考えている人が最も多くなっているが、具体的にどのような対策が必要と考えているかについて、データはあるのか。

(事務局)

アンケートは、対策が必要と思われる項目を選択肢の中から選ぶ形式であり、具体的な対策の内容までは聞いていない。

(委員)

大気汚染物質の将来予測について、今回の計画では、県内を光化学オキシダントの発令4地域に分けて予測するということであるが、従来はどのようにしていたのか。

(事務局)

前回まではシミュレーションを行い、メッシュごとの環境濃度を示したが、今回はシミュレーションを行わず、排出負荷量を光化学オキシダント注意報の発令区域ごとに分けて示す形としたい。

(委員)

既に環境基準を達成しているにもかかわらず、将来予測を行う目的は何か。

(事務局)

今後も環境基準を十分達成できることを確認するために行うものである。もし、排出量が現状を下回れば環境基準を達成できることが予測でき、逆に多くなれば対策を検討していく。

(委員)

現行の二酸化窒素の環境基準について、富山県としては以前のより厳しい環境基準を達成しようと考えているのか。

(事務局)

窒素酸化物の濃度をできるだけ低くすることを目指している。基準値としては環境基準であるが、よりよい環境を実現するため、低い濃度を目指している。

(委員)

現在、二酸化窒素、二酸化硫黄の濃度は環境基準に対してどの程度なのか。

(事務局)

二酸化硫黄は 1/10、二酸化窒素は 1/2 程度である。

(委員)

燃料使用量などについて、最近の傾向はどうか。

(事務局)

燃料使用量は、景気の悪化に伴い減少傾向である。このため、硫黄酸化物及び窒素酸化物とも、排出量は減少傾向ではないかと考えている。

また、自動車排出ガスについては、低公害車が普及していることから減少傾向にあると考えているが、登録台数が増加していることから、効果が相殺されている可能性がある。

(委員)

県政モニターアンケート結果についてであるが、大気環境には、「測定結果の数値で良い・悪いがわかるもの」、「野焼きのように感覚的に良い・悪いがわかるもの」及び「かおり、風の爽やかさのように情感で感じるもの」の3種類がある。

数値的に見ると、以前と比較して改善されてきており、硫黄酸化物や窒素酸化物などをさらに減少させることは、技術的、社会的な要因からそろそろ限界にあり、難しい。

それよりも、情感的な部分をうまく醸し出すようなまちづくりや地域づくりを行い、満足度を高めることが必要である。快適環境のような文化的な要素により快適だと感じられることが、県民にとって大事になってくる。快適環境の創造を行っていかねば、大気汚染物質の数値が下がっても満足度は上がらないだろう。

「公害の改善」から「快適環境の創造」へと、考え方を転換する時期に来ているのではないか。

(事務局)

これまでの計画では「快適な大気環境の創造」の部分がどちらかと言うと手薄になっているので、今後力を入れていく必要があると考えている。

なお、化学物質に対する県民の不安は漠然としたものかもしれないが、健康リスクを下げる観点から排出抑制を図っていく必要がある。また、環境基準設定物質では、光化学オキシダントは数年に1回の頻度で注意報を発令しており、原因物質である窒素酸化物や揮発性有機化合物を減らすことや注意報発令時にどこを対象に削減を呼びかければ効果的なのかを考えていきたい。

(委員)

「快適な大気環境の創造」については、これからの新しい方向であると思う。ボリュームアップし、いろいろな項目に分けて、施策を盛り込むようにしたらどうか。

(委員)

スターウォッチングなど、県民参加型の活動をいろいろ作って、機運を盛り上げようという運動を組み込んではどうか。

(委員)

非常に大事な提案だと考える。ぜひ、計画に盛り込んでいきたい。

(委員)

最初は取組項目を挙げて関心を高め、それから数値目標を掲げてもいいのではないか。

(委員)

「快適な大気環境の創造」のポイントとなるものを5つ程度挙げて、県民参加型で主体的に取組むための目標に入れてはどうか。

(委員)

計画の対象地域は県内全域であるが、県内一律の目標でよいのだろうか。例えば、中山間地などは満足度が高いと考えられるが、そのような地域ではよい環境を保全し、一方で光化学オキシダントが発生しやすい地域などはその対策を実施するというように、地域ごとに分けて考え、それぞれの対策等を行うという考え方はどうか。

また、満足度が高い地域を県民に訪れてもらうことで県民全体の満足度が上がるのではないか。

(委員)

市中心部、郊外、農村地域、山麓など、それぞれで目指すところは違うと思う。地域に応じた取組みの仕方や目標があるのではないか。

(委員)

「大気汚染の現況及び将来予測」の15年度及び20年度の数値については、27年度の予測に用いる新しい方法で計算をやり直すのか。

(事務局)

計算をやり直すのではなく、県内4地域別の内訳を求めることになる。15年度の県全体の数値は、前回計画から変わらない。

(委員)

排出量の単位「 m^3_N 」は標準状態を表しているものと思うが、「 N 」の表記は通常使用されるものに統一すること。

(事務局)

対応する。

資料3 「 計画の課題と推進施策」

資料4 「 計画の主な推進施策」及び

資料5 「 計画の推進体制」について

(委員)

この施策の分け方は良いと思う。防災の面でも「公助」、「共助」、「自助」という概念があり、施策体系案はこれに似ていると思った。誰が積極的に係わるのかをはっきり明記することによって問題意識を持ってもらうことができる。

(委員)

これからは県民、事業者、行政の三者が協力しながら、それぞれの立場で努力し取り組んでいこうという方向にいかねなければならないのではないか。施策体系案は、この方向性を踏まえており、先を見据えた適切な構成になっているのではないかと思う。

(委員)

施策体系の見直しの結果、現行の計画から外れたのは臭気指数だけで他のものは表現が変わっても含まれていると考えてよいか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

コベネフィットという言葉は現在使われ始めているのか。説明が必要ではないか。

(事務局)

国も使っているが、説明をつけることとする。

(委員)

現行計画では環境教育が大きな項目としてあるが、見直し案では細分化された項目の中にある。そのようにしたのは、何か意図はあったのか。

(事務局)

現行計画の「環境教育の推進及び環境関連情報の提供」を分割し、該当するところに引き継がれている。例えば、見直し案の「 - 3 大気環境保全に関する意識の高揚」には、環境教育という言葉は入っていないが、内容には環境教育が含まれている。

(委員)

「教育」という言葉は受身的であるが、 - 3のように「意識の高揚」とすることで、それぞれが主体性を持って取り組むという考え方が明確になったのではないか。

(委員)

見直し案の「3 国際的な環境問題に関する貢献」の中に、「(1) 調査研究の推進」と「(2) 地域レベルの国際環境協力」があり、「(2) 地域レベルの国際環境協力」の中に「人材育成」と「環境教育」がある。協力の中身が人材育成と環境教育だけというのは違和感がある。

「(2) 地域レベルの国際環境協力」のタイトルを「(2) 地域レベルの国際環境人材の育成」とすれば、この構成で理解できる。

また、県民に対する環境教育がないように思う。例えば、「1 大気環境保全活動の推進」の中にも県民に対する環境教育が入るのではないか。

(委員)

「 - 3 - (2) 地域レベルの国際環境協力」は越境大気汚染に資するものとして、人材の育成や環境教育を行うという内容である。県民に対する環境教育については、「 - 3 大気環境保全に関する意識の高揚」に位置づけられるが、個人が主体性を持って、自ら学ぶという意味でここに入っているのではないか。

(委員)

環境教育は、学校など1つの主体だけで行うものではなく、各主体と連携して行う必要があるので、「各主体が連携・協調して行う快適な大気環境の創造」にもあってよいのではないか。「 - 1 大気環境保全活動の推進」にも含まれるのではないか。

(委員)

「 - 3 - (1) 調査研究の推進」は従来、環境科学センターが行ってきたことから、「各主体が行う自主的な大気環境保全の推進」に位置づければよいのではないか。

(事務局)

黄砂の視程調査など大学、企業などと連携している事業もあるので「各主体が連携・協調して行う快適な大気環境の創造」に位置づけてある。

(委員)

環境教育をもう少し見えるようにしたほうがよいのではないか。

(委員)

県が主体で行っている調査研究を「各主体が連携・協調して行う快適な大気環境の創造」に位置づけるのは収まりが悪い。

(委員)

「 - 3 - (1) 調査研究の推進」を「各主体が行う自主的な大気環境保全の推進」へ移動してはどうか。

「 - 3 国際的な環境問題に対する貢献」は例えば「これからの環境教育の取組み」としてはどうか。

(委員)

環境教育については具体的な内容によって位置づけが異なってくるのではないか。

(事務局)

事務局としては、黄砂、酸性雨、光化学オキシダントについて国際的な連携というキーワードを重視している。環境教育については、「 - 3 - (2) 地域レベルの国際環境協力」で環境教育について膨らませるか、もしくは、「 - 1 大気環境保全活動の推進」の前に新たに環境教育の項目を作りこれを - 1 とし、以降、「 - 2 大気環境保全活動の推進」、・・・というふうに項目番号は順次繰り下がるように修正を検討したい。

(委員)

環境教育の位置づけについて、後者はわかりやすい。

(委員)

環境教育についてはそれでよいが、調査研究はどうか。

(委員)

に位置づけられているのは、これからは各主体と連携して調査研究を行っていくことを踏まえているのではないか。

(事務局)

視程調査などは広範囲に産官学が連携して実施することが重要な要素である。

(委員)

「 - 3 - (1) 調査研究の推進」のタイトルに、例えば「協力した」、「連携した」などのような言葉を追加して残すことにする。

(委員)

快適な大気環境の創造に資する各主体の取組みに対して、行政の支援 具体的には表彰や補助金を交付するなど はできないか考えて欲しい。

(委員)

資料には、3つに分けた項目の補足説明があり、「県が実施するもの」、「県は支援」、「県は各主体と協力」となっているが、項目名はこの補足説明がなくても内容が伝わるようなものがよいのではないか。

(事務局)

対応する。

(委員)

「 - 1 - (1) 人の感覚を重視した環境づくり」には、具体的には何を書くか。

(事務局)

「(1) 人の感覚を重視した環境づくり」として、例えば、地域ぐるみで夜間の照明を抑えることで星空がきれいに見えるまちづくりなどが考えられる。光害対策でもあるが、省エネにより、大気汚染物質や温室効果ガスの削減にもつながる。他に、地域ぐるみで打ち水を実施することで冷房の抑制に努めることや、街路樹に香木を植えることで、すがすがしい香りのする町をつくることなどが考えられる。

そのほか、「(2) エコドライブ推進大運動の展開」については、エコドライブ推進大運動を、「(3) 省資源・省エネルギー運動の推進」ではとやまエコライフ・アクト 10 を、「(4) 公共交通機関の利用促進」はノーマイカーデーやノーマイカー運動などをイメージしている。

「 - 1 大気環境保全活動の推進」には、県民総ぐるみで取組む運動を掲げた。

(委員)

具体的な内容を決めてしまうと柔軟性がなくなるので、内容は例示とし、県と県民が一緒になって実施するものとして位置づけることで県全体の意識が高まるのではないか。

(委員)

例えば、町内会で太陽光発電パネルを設置し、街路灯を太陽光発電にする活動などはどうか。

(委員)

「 - 1 大気環境保全活動の推進」と「 - 2 快適な大気環境の実現に向けた地域づくり」は内容が重複している。2の自動車排出ガス対策には1のエコドライブも考えられるし、逆に1のエコドライブ推進大運動の展開では、特に中心市街地ではエコドライブをしようと呼びかけるなら地域づくりとして整理できるのではないか。

(事務局)

「 - 1 大気環境保全活動の推進」は県民の活動などのソフト事業、「 - 2 快適な大気環境の実現に向けた地域づくり」は「 - 1 大気環境保全活動の推進」の活動がより促進されるためのハード事業として分類したものである。

(委員)

「 - 2 - (1) 自動車排出ガス対策」は、関係課が実施する内容で、関係課の状況に左右される。

「 - 1 大気環境保全活動の推進」の内容は、「(1) 人の感覚を重視した環境づくり」とし、(2)には、「エコドライブ推進大運動の展開」、「省資源・省エネルギー運動の推進」、「公共交通機関の利用の促進」及び「自動車排出ガス対策」を1つにまとめて位置づけてはどうか。

そうすることで人の感覚を重視した環境づくりのウェイトも高まり、関係課の状況に左右されずに計画を推進できるのではないか。

(委員)

「 - 1 大気環境保全活動の推進」と「 - 2 快適な大気環境の実現に向けた地域づくり」について、ソフト事業とハード事業に分かれているが、両方とも地域づくりには必要なものなので、整理を見直してはどうか。

(事務局)

検討する。

(委員)

そうすると、「 - 2 - (2) 緑化の推進」は「 - 1 - (1) 人の感覚を重視した環境づくり」に移ることになるかもしれない。

事務局では、これらの意見を踏まえて検討すること。